

## 小田原市 緑の基本計画

上位関連計画・緑の施策に関する調査報告書

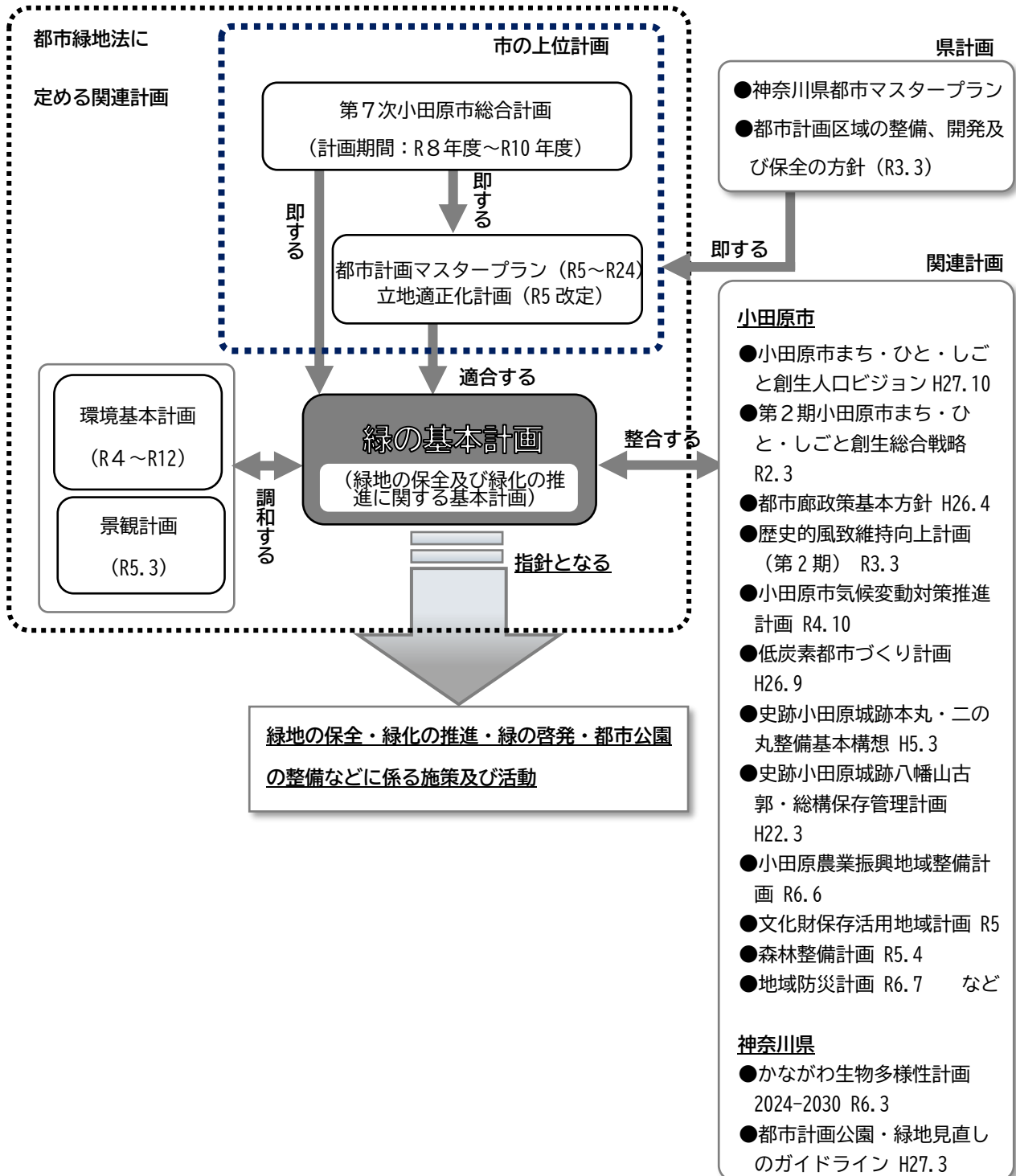
# 目 次

1	上位・関連計画の整理	1
	(1) 小田原市総合計画（実行計画）	2
	(2) 関連計画	4
	①都市計画マスタープラン	4
	②立地適正化計画	7
	③第3次環境基本計画	8
	④景観計画（令和5年3月変更）	10
	⑤歴史的風致維持向上計画	12
	⑥文化財保存活用地域計画	14
	(3) 関連事業	16
	①流域治水プロジェクト	16
2	みどりの数値目標の達成状況	17
	(1) みどりの量（水みどり率）に関する数値目標	17
	(2) 施設として整備するみどりとオープンスペースに関する数値目標	17
	(3) みどりの重点施策に対する数値目標の達成状況	18
	①民有地の緑化によるみどりの創出に関する数値目標	18
	②街路樹の再整備によるみどりの質の向上に関する数値目標	19
	③身近な公園で活動する団体に関する数値目標	19
	④ふるさとみどり基金に関する数値目標	20
3	施策のふりかえり	21
	(1) ふりかえりの視点	21
	(2) 施策評価の結果	22
	①社会的潮流との関連性	22
	②「緑の基本方針」との関連性	24
	③「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」との関連性	25
4	みどりに関わる財政状況	28
	(1) 緑の管理に関する費用推移	28
	(2) 森林環境譲与税の活用状況	28
	(3) 公園使用料等による歳入	29

# 1 上位・関連計画の整理

本計画は、都市緑地法第4条に基づき、関連法令、国、県の方針や施策、県や市の条例等と整合をはかります。また、上位計画である小田原市総合計画に即する必要があります。さらに、都市計画マスタープランに適合し、小田原市の環境基本計画、景観計画と調和が保たれるように定めます。

図「本計画の位置づけ」



# (1)小田原市総合計画(実行計画)

## 計画期間

令和8年度～令和10年度

## 担当課

企画政策課

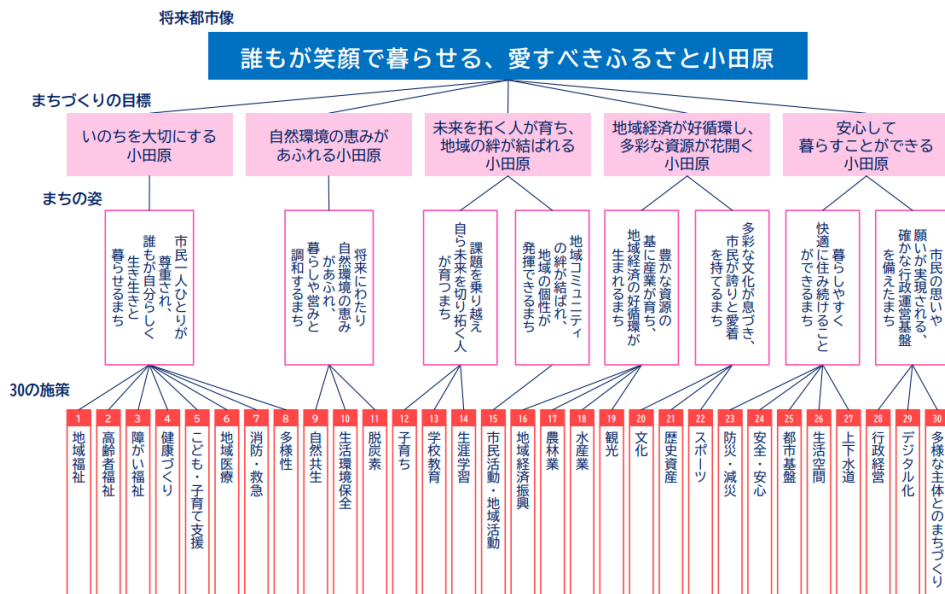
## 将来都市像

誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原

## 概要

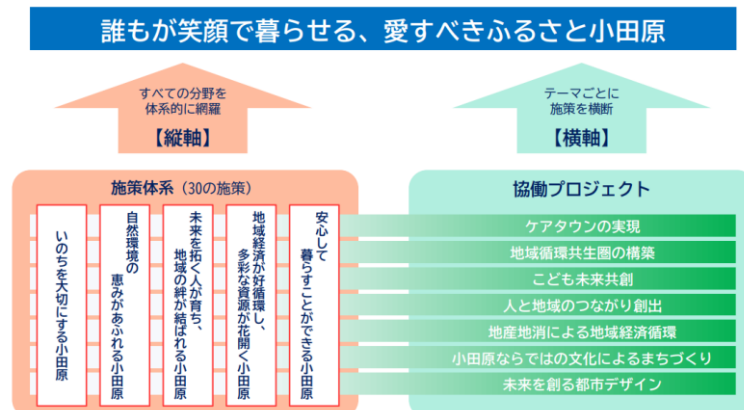
将来都市像の実現に向けて設定した5つのまちづくりの目標の達成に向け、30の施策を整理し、各施策の成果指標、3年間で取り組む主な取り組みを明示している。

### 【実行計画の構造】



このほか、分野横断的に、かつ行政や市民、地域団体、企業など多様な主体が、それぞれの立場や強みを生かしながら共に取り組むべき必要のあるプロジェクトを「協働プロジェクト」として7つが位置付けられている。

### 【協働プロジェクト】



## 緑の基本計画と特に関わる事項

### 施策9 自然共生

#### 【目指す姿】

森里川海がオールインワンとなった豊かな自然環境やその魅力が市内外の人々に伝わり、自然環境は良好な状態が保たれています。また、こどもたちや市内外の様々な人が親しみを持って日常的に自然環境に触れ合いながら、魅力を広く伝え、森里川海を守り育てていくための体制づくりが進んでいます。

#### 【主な取組】

詳細施策 901 多様な主体による環境課題解決（おだわら環境志民ネットワークの活動支援/環境基本計画の策定及び改定/企業や関係団体との連携による環境学習などの実施/多様な主体による環境活動への参加促進/環境再生プロジェクトの推進）

詳細施策 902 生物多様性の維持・保全（ネイチャーポジティブの推進/野鳥の観察会や啓発活動の実施/メダカの保護活動/有害鳥獣や外来生物による被害防止の促進/野猿による被害の防止及び被害軽減対策）

詳細施策 903 森里川海の保全・活用（自伐型林業導入の検討/地域水源林の整備/里山づくり推進事業/酒匂川水系のフィールド体験/海岸清掃活動・美化啓発の実施）

詳細施策 904 緑化の推進（緑の基本計画の改訂・進捗管理/民有地や公共空間の緑化支援/公民館などの地域拠点の緑化促進/保育園や幼稚園への園芸資材提供/保存樹・保存樹林の奨励）

### 施策26 生活空間

#### 【目指す姿】

良好な住環境が形成されているほか、道路は計画的に整備・修繕され、地域の実情に合った魅力的な公園が整備・管理されているなど、市民は快適な空間で生活しています。

#### 【主な取組】

詳細施策 2604 公園の整備・管理（街路樹の再整備/公園等の適切な維持管理 /都市公園内の親水空間の設置検討/上府中公園等の管理運営/県立おだわら諏訪の原公園の整備推進）

### 協働プロジェクト

#### 2 地域循環共生圏の構築（次世代に自然環境をつなぐネイチャーポジティブの推進）

#### 緑の基本計画に反映すべき考え方

- ・山から海まで連続する自然環境と、そこで育まれる生物多様性を保全・回復する「ネイチャーポジティブ」の考え方が重視されている。
- ・関連する個別計画において緑の基本計画が明示的に位置づけられているわけではないが、健康づくり、子育て、歴史資産、防災・減災、スポーツなど、幅広い分野において、みどりが間接的に関与する施策が多く位置づけられている。こうした施策目標の達成を、緑の基本計画としてどのように下支えしていくかという視点も重要である。

## (2)関連計画

### ①都市計画マスタープラン

#### 計画期間

令和5（2023）年度から令和24（2042）年度までの20年間

#### 担当課

都市政策課

#### 将来都市像

「世界が憧れるまち“小田原”」（第6次小田原市総合計画との整合）

#### 概要

現状分析から見える本市の5つの強みをふまえ、目指すべき将来都市構造の実現に向けた7つ分野別方針を位置付けている。また、具体的な実現に向けた地域別構想について、6地域別（片浦地域、中央地域、富水・桜井地域、川東南部地域、川東北部地域、橘地域）で具体的なまちづくりの方針を設定している。

#### 【将来都市構造】

##### ■ 将来の都市構造図

・右図は、都市構造の基本的な考え方にに基づき、本市の目指す都市構造を示すものです。



## 緑の基本計画と特に関わる事項

### 将来都市構造における緑の拠点と親水空間軸

- ・羽根尾史跡公園、上府中公園、曾我梅林、小田原西部丘陵公園、辻村植物公園・いこいの森、石垣山一夜城の6つの公園が緑の拠点として位置づけられている。
- ・海岸や河川空間の維持・保全によって、気軽に水にふれあうことができる親水空間軸を形成が位置づけられている。

### (1) 土地利用の方針

- ・公園は都市基盤施設として、選択と集中による効率的・効果的な整備を進める。
- ・森林、海浜、河川などの自然環境や野生生物の生息環境を保全し、里山や砂浜海岸の再生を通じて、人と自然が共生する環境づくりを図る。
- ・田園環境や優良農地の保全を基本としつつ、農業経営の安定や多面的活用により、農地および森林資源の適切な管理と有効利用を進める。

#### 【中心商業・業務地】

- ・公園・緑地・海岸等と連携し、親水空間の整備と一体となった回遊性のある観光・レジャーに対応した市街地形成を図る。

#### 【農地・樹園地・集落等（丘陵地及び酒匂川沿岸の平野部に広がる非市街地）】

- ・生産環境を整備して、優良な集团的農地を保全し、周辺と調和した住環境の向上を図る。

#### 【森林・丘陵地】

- ・丘陵地の森林は「水源林」としての機能を有する。
- ・特に箱根山地は、自然環境の保全、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、水源涵養機能、土砂災害防止機能、景観形成機能及び森林生産機能の維持を図り、豊かな海づくりに向けた森林づくりを図る。

### (4) 地域循環共生圏の構築に向けた方針

#### ①自然環境の保全

- ・高潮・高波対策としての護岸等の海岸保全施設の整備、貴重な自然環境である里地・里山、河川、農地・樹園地の保全・整備を図る。

#### ②公園、緑地の保全・創出・活用

- ・自然、歴史、文化を活かした個性あふれる整備に努め、公園の均衡ある配置に取り組む。
- ・市街地の公園については、災害時の対応について検討を行う。
- ・骨格となる公園・緑地については、風致地区や河川親水空間と併せた緑と水の連携を図る。
- ・必要に応じて、都市計画公園等の見直しに努める。

#### ③再生可能エネルギーやグリーンインフラの推進

- ・自然環境が有する多様な機能（生物の生息、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を有効活用して環境問題の改善を図る。

### (5) 歴史・文化・なりわいを生かしたまちづくりの方針

### ③持続可能な農林水産業等のなりわい環境の整備

- ・農林水産業等のなりわいについては、持続可能な環境の維持・向上を目指す。
- ・農地等は小田原の原風景として、水源涵養・生態系保全・国土保全等いわゆる多面的な機能を有しており、農地等のさまざまな効用を市民に周知する必要がある。
- ・総合的な森林資源の管理と林業の振興に努める。

## (6) 景観形成の方針

### ①豊かな自然環境と調和した景観形成

### ②歴史・文化資源と都市的景観が調和した落ち着いた落着き・ 風格・魅力ある景観形成

## (7) 都市防災の方針

### ②火災時に対する方針

- ・公園、緑地、道路等の延焼防止機能を持つ空間の確保を進める。

### ④水災害に対する方針

- ・洪水・浸水対策について、雨水流出量を抑制するため、公共施設等への雨水貯留浸透施設整備、各戸貯留・浸透対策及び開発に伴う雨水貯留浸透施設設置を推進する。
- ・酒匂川、山王川、早川、森戸川水系については、流域治水プロジェクトにおいて水源涵養機能を有する森林整備、貯留・浸透機能を有する農地の保全等に努め、総合的な治水対策に取り組む。

### ⑥防災機能の向上（強化）の方針

- ・農地については、避難場所や復旧用資材置場等、多様な役割を果たすことから、農地を保全するとともに、災害時の活用を促進する。

## 緑の基本計画に反映すべき考え方

- ・緑の将来像の設定にあたっては、将来都市構図で位置付けられる6つの公園を核とし、親水空間軸によるネットワーク化を図る都市構造との整合を図る必要がある。
- ・市街地においては、都市基盤施設としての公園について、機能の集約や選択と集中による効率的かつ効果的な配置を進めるとともに、親水空間の整備と一体となった回遊性のある観光・レジャーに対応した市街地形成を図る。また、歴史・文化資源と調和した景観形成に寄与する緑の確保が求められている。
- ・農地、丘陵地・樹林地、里山については、地域の自然環境を支える基盤として、保全および適切な整備を図る。
- ・本計画では、緑地をグリーンインフラとして捉え、地域循環共生圏の構築や防災の観点から、その多様な機能と役割が期待されている。このため、緑の基本計画においても、都市マスタープランで示される具体的な地域課題や求められる機能を踏まえた位置付けが重要となる。

## ②立地適正化計画

### 目標年次

令和 22 年度（2040 年度）（令和 5 年 3 月改定・今後概ね 5 年おきに評価・見直し）

### 担当課

都市政策課

### 都市づくりの理念

小田原らしさを活かした賑わいのある多極ネットワーク型コンパクトシティの形成

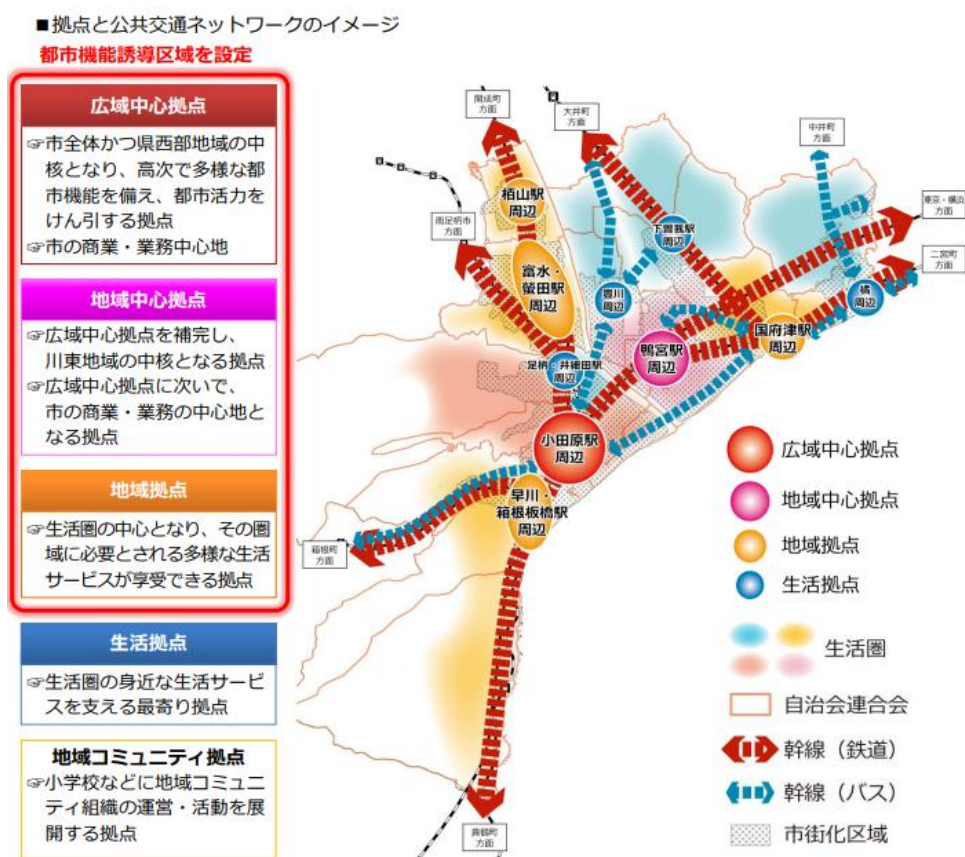
### 概要

持続可能でコンパクトなまちづくりの基本的な方向性を定めるために、現在の都市構造上の特性と課題をもとに設定した3つの都市づくりの方向性に基づいて将来の都市構造とその実現のための取組を位置付けたものである。

#### 【都市づくりの方向性】

- ①既存ストックを活かした魅力的な都市の拠点づくり
- ②公共交通の利便性を活かした“歩いて暮らせる”生活圏の構築
- ③生活利便性の持続的な確保に向けた緩やかな居住誘導

#### 【拠点と公共交通ネットワークのイメージ】



## 緑の基本計画と特に関わる事項

### 施策1-①地域の特性に応じた立地・誘導

#### 1 小田原駅周辺における施設整備事業

- ・都市構造再編集集中支援事業 小田原城址公園整備事業(実施予定)

### 施策3-②居住誘導の促進に向けた支援策

#### ○空き家対策・生産緑地の保全と活用等

## 緑の基本計画に反映すべき考え方

- ・魅力的な都市拠点の形成を目的として小田原城址公園整備事業が位置付けられていることを踏まえ、緑の基本計画においても、当該公園を都市の核となる緑地として明確に位置付ける。
- ・居住誘導区域において生産緑地の保全および活用が位置付けられていることから、緑の基本計画においても、居住環境の形成や都市の持続性の観点から、生産緑地の保全・活用に関する方針との整合を図る。

## ③第3次環境基本計画

### 計画期間

令和4年度～令和12年度

### 担当課

環境政策課

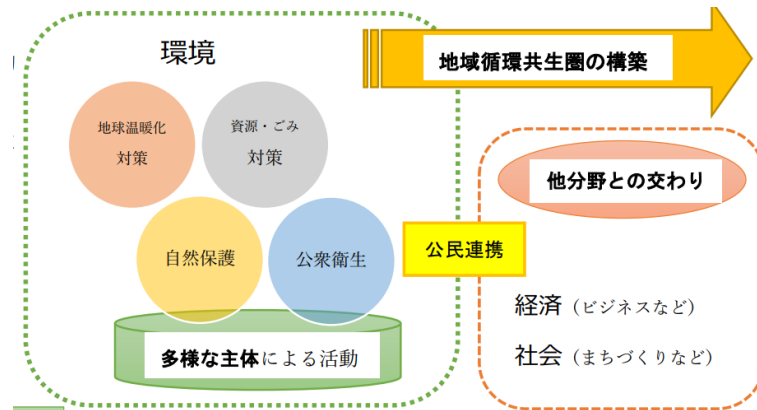
### 望ましい環境像

森里川海の恵みを未来へ継承する 持続可能な環境共生都市 小田原

### 概要

望ましい環境像の実現に向けて、地球温暖化対策、資源・ごみ（廃棄物）対策、自然保護、公衆衛生の4分野について、多様な主体との連携を視野に課題解決していくための今後の方向性と取組として、2つの共通施策、4つの分野別施策を位置付けたものである。「地域循環共生圏の構築」の考え方を取り入れ、公民連携による経済活動や社会活動につながる取組、他分野との連携を推進している。

【取組の方向性】

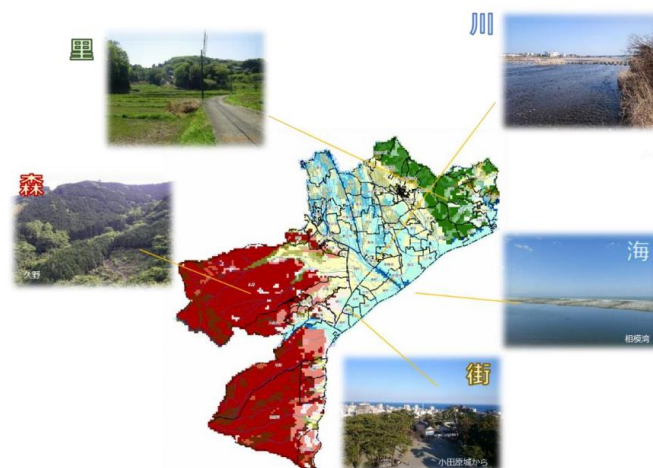


## 緑の基本計画と特に関わる事項

### 自然環境の捉え方

平成 29 (2017) 年度から令和元 (2019) 年度までに実施した自然環境調査をもとに、市内の環境を「海里川海と街」の5つの区分で捉えている。

### 【森里川海と街】



### 施策 1 地域循環共生圏の構築

【目標】 地域循環共生圏の構築を目指し、課題の価値化や人と資金の循環創出を進めます。

【主な取組】 環境資源の魅力発信、先導的事業の推進

### 施策 2 多様な主体の育成・活躍の推進

【目標】 豊かな環境を継承するため、多様な主体による参加と協働、人づくりを進めます。

【主な取組】 環境学習・環境活動の推進

### 施策 5 自然共生

【目標】 自然と共生する暮らしを次世代に引き継ぐため、森里川海がひとつつらなりになった

自然環境を保全・活用します。

【主な取組】生態系の維持保全、森里川海の保全・活用

#### 施策6 生活環境保全

【目標】一人ひとりが安心して快適に暮らせるまちを目指し、良好な生活環境を守ります。

【主な取組】快適な街の維持保全（街区公園・街路樹の再整備・民有地や公共空間の緑化支援・保存樹・保存樹林奨励金の交付や標識設置・景観形成修景費の補助）

#### 緑の基本計画に反映すべき考え方

- ・本市の自然環境を扱う環境基本計画において基本的な考え方とされている「地域循環共生圏（地域内の資源を有効活用し、持続可能なまちづくりを進める）」の理念を踏まえ、緑の基本計画においても当該考え方との整合を図る必要がある。
- ・あらゆる分野（観光・産業・交通・教育・子育て・防災・デジタル・福祉・健康・楽しみ）との連携推進が位置付けられているため、同じく自然環境を扱う緑の基本計画においても、これらの分野との連携を推進することが求められる。
- ・自然環境調査に基づく「自然環境の捉え方」に示された5つの区分については、緑の基本計画においても同一の整理・区分を用い、計画間で整合を図る必要がある。

### ④景観計画(令和5年3月変更)

#### 計画期間

令和8年度～令和10年度

#### 担当課

都市計画課

#### 景観計画の区域

小田原市全域

#### 景観計画重点区域

- ・小田原城周辺地区（豊かな緑を有し、本市の歴史・文化の象徴である小田原城を中心とする地区）
- ・小田原駅周辺地区（富士箱根伊豆地域の広域交流拠点である小田原駅を中心とする地）
- ・国道1号本町・南町地区（小田原城の南側及び東側に面し、なりわいや歴史が息づく国道1号を軸とする地区）
- ・かまぼこ通り周辺地区（小田原宿、水産加工店舗を中心に、商業・業務地として発展してきた、通称かまぼこ通りを軸とする地区）

#### 軸型重点地区

- ・小田原大井線沿道地区（富士山や箱根外輪山、丹沢山地、曾我丘陵の周辺の山並みへの良好な眺望や酒匂川、田園などの自然環境を有する小田原大井線を軸とする地区）
- ・穴部国府津線沿道地区（富士山や箱根外輪山、曾我丘陵の周辺の山並みへの良好な眺望や落

ち着いた住環境、沿道型の複合市街地を有する穴部国府津線を軸とする地区)

## 景観形成の目標

3つの理念をもとに、それぞれの地域で自然的資源・歴史的・文化的遺産を守り、育て、活かすことで景観形成を推進する。

理念1 豊かな自然環境と調和した潤いとやすらぎのある景観の形成

理念2 歴史的、文化的資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成

理念3 活性化を促進する快適で魅力的な景観の形成

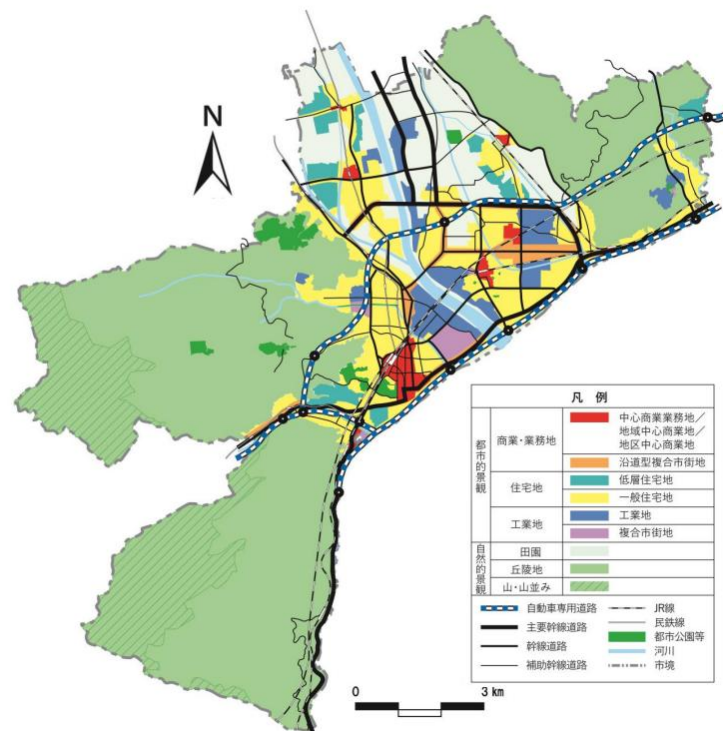
## 概要

目標に基づき、景観形成の基本方針と方針が共通事項、景観類型別、景観構造別に定められている。

## 緑の基本計画と特に関わる事項

- ・本市を構成する景観類型のうち、緑の基本計画の対象となるみどりは以下の通りである。
  - ▶田園（市街化調整区域のうち酒匂川沿いに広がる平地部）
  - ▶丘陵地（市街化調整区域のうち市街地の東西に連なる丘陵地）
  - ▶山・山並み（自然公園、自然環境保全地域、市街地調整区域のうち農業振興地域以外の地域）
- ・構造別の景観は以下のとおりである。
  - ▶拠点景観（大規模な緑地・史跡その他の文化財）：都市公園、曾我梅林など
  - ▶軸景観（幹線道路・鉄道）：河川
  - ▶軸景観（海辺・海岸）：相模湾

## 【景観の類型・構造図】



## 景観形成の基本方針（方針）

### ・自然や歴史を守り、伝承する

①緑・水などの自然環境を守る（まとまった緑地やシンボルとなっている樹木は、できる限り保全する。やむを得ず伐採する場合は、周辺の緑地との連続性を考慮し、それと調和した植栽を行う。）

### ・潤いと個性を育てる

①身近な緑を増やし潤いを育てる（生垣等による接道部の緑化や敷地内への四季が感じられる樹木の植栽などによる潤いのある景観の形成/大規模な緑地の周辺では、積極的に接道部や敷地内の緑化を進め、緑が連続した空間を創出/大規模な施設では、敷地内にオープンスペースを確保し、緑豊かな景観を創出する）

### ・特性を豊かな空間づくりに活かす

①眺望景観を活かす

### ・類型別 | 自然的景観

①田園（農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いが感じられる田園景観の保全/後背の丘陵、山・山並みと調和した良好な自然景観の保全）

②丘陵地（まとまった緑地や地域の特徴となっている樹木等の適切な維持により、後背の山・山並みと一体となった緑豊かな丘陵地景観の保全）

③山・山並み（豊かな自然景観として保全）

## 緑の基本計画に反映すべき考え方

・自然資源は、市の景観を構成する重要な財産として位置付けられており、特に田園、丘陵地、山・山並みについては「保全」が重視されている。このため、緑の基本計画においても、これらの自然環境の保全を引き続き位置付ける必要がある。

・景観形成重点地区に指定されている4地区については、緑の基本計画においても重点的な取組を位置付けるなど、景観計画との整合を図ることが求められる。また、軸型重点地区の2地区については、景観を構成する自然環境の保全を一層強化する必要がある。

・建築開発に伴う緑地の創出が位置付けられていることから、景観法に基づく景観形成方針と、緑の基本計画に位置付ける施策を連動させることで、より実効性の高い計画とすることができる。

## ⑤歴史的風致維持向上計画

### 計画期間

令和3年度～令和12年度

### 担当課

都市政策課

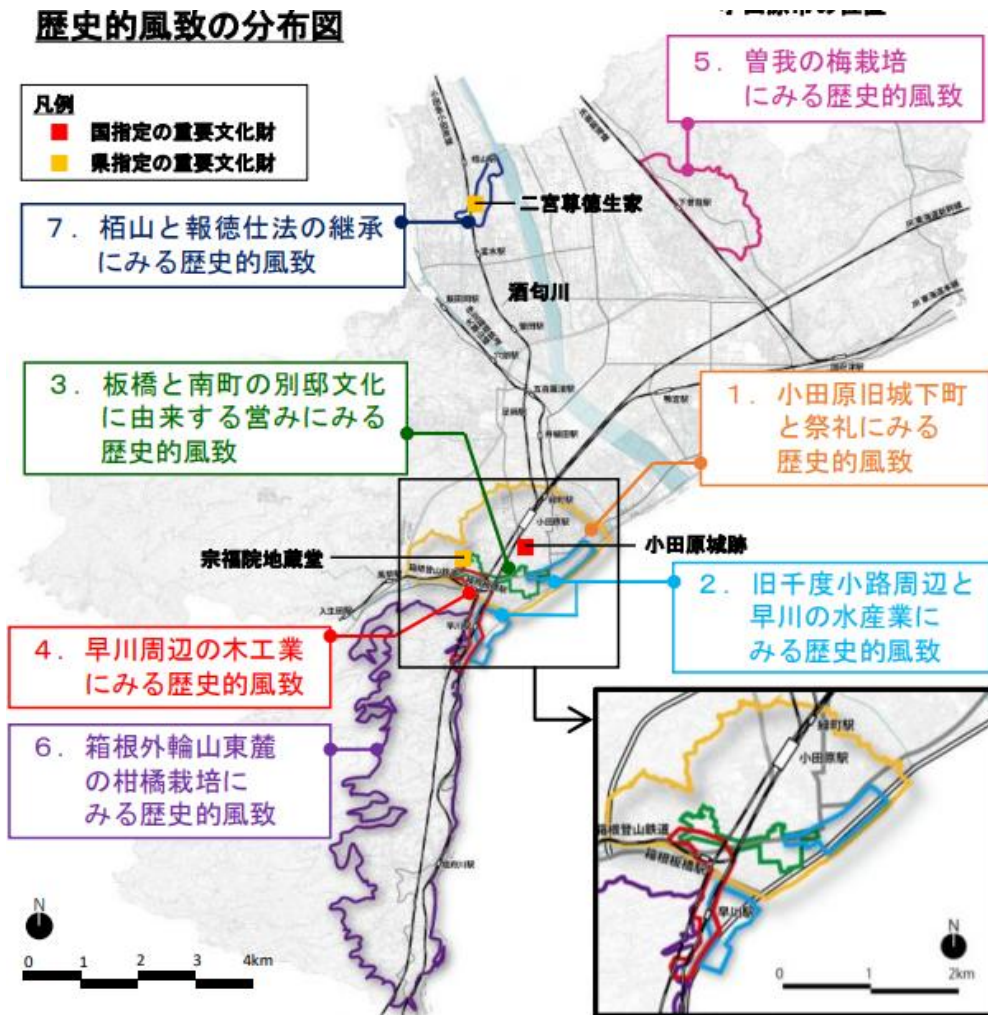
### 将来都市像

誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原

## 概要

箱根山系や相模湾、酒匂川に代表される自然環境と、小田原城跡を核とした歴史的資源に恵まれ、宿場町・城下町としての発展を通じて育まれた固有のなりわいや文化が、祭礼行事や歴史的建造物、旧来のまち割りと一体となり、現在も良好な歴史的風致を形成している。

【歴史的風致の分布図】



## 緑の基本計画と特に関わる事項

【重点区域：小田原旧城下町・板橋区域】

- ・ 景観形成重点区域との連携
- ・ 重点区域内にある景観計画に基づく景観形成重点区域（小田原城周辺地区・小田原駅周辺地区・国道1号 本町・南町地区・かまぼこ通り周辺地区）との連携を位置付けている。
- ・ 地区内の3つの指定路線の接道部の緑化、駐車場や物品置き場を緑で遮蔽するなど、緑化による景観形成が位置付けられている。

【事業】

#### ⑩景観計画重点区域等における景観形成修景費補助事業

- ・景観計画における3つの拠点型重点区域（小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区）および当該区域への移行に取り組む地域（かまぼこ通り地区等）において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行うことにより、潤いとやすらぎのある景観形成を促進する。

#### ⑪重点区域における街なみ環境の向上

- ・かまぼこ通り周辺地区、銀座・竹の花周辺地区、板橋・南町周辺地区において、地区住民等とともに『小田原市景観計画』や『歴史的建造物 利活用エリアコーディネートプラン』を踏まえたハード、ソフト事業を展開する。

#### ⑫旧保健福祉事務所跡地活用事業

- ・旧保健福祉事務所跡地に多目的広場と駐車場（小田原文学館及び旧松本剛吉別邸）を整備する。

#### 緑の基本計画に反映すべき考え方

- ・明治期以降の梅干し需要の拡大を背景に発展した曾我梅林や、箱根外輪山東麓に広がる柑橘栽培の石積み段々畑など、自然環境と密接に関わる地域の生業が歴史的風致として捉えられている。これらは本市特有の「みどり」として位置付けられることから、緑の基本計画においても、その価値を位置付ける。
- ・重点区域として位置付けられている小田原城下町や、みどりに関わる3つの関連事業については、関連計画との整合を図りつつ、緑の基本計画においても位置付ける必要がある。

## ⑥文化財保存活用地域計画

### 計画期間

令和8年度～令和18年度

### 担当課

文化財課

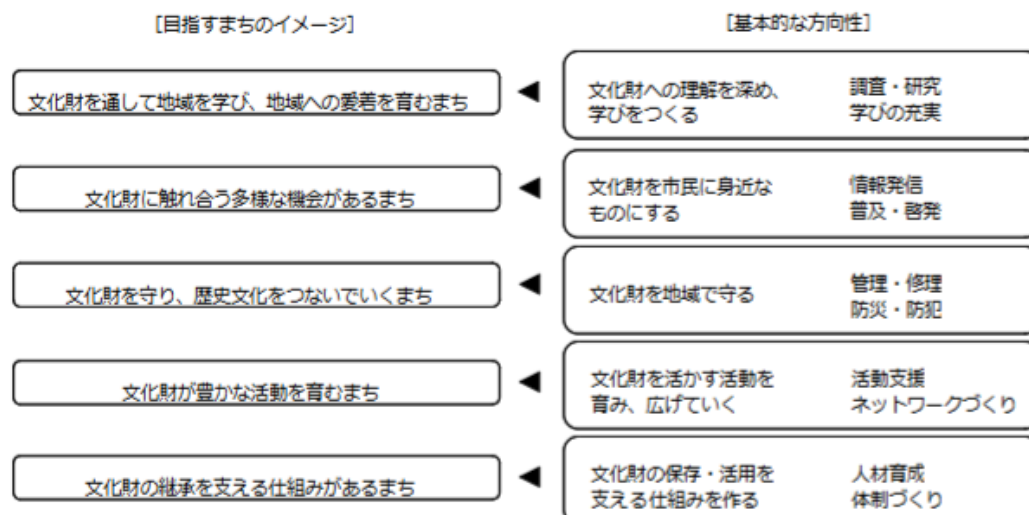
### 将来像

先人が築いた歴史とともに暮らすまち暮らしを通してその歴史を未来へつなげていく

### 概要

将来像をさらに具体的にした、5つの目指すまちのイメージの達成に向けた基本的な方向性を5つ掲げ、それらに紐づく53の措置が位置付けられている。

【目指すまちのイメージと基本的な方向性】



## 緑の基本計画と特に関わる事項

### 関連文化財群

#### 【関連文化財群5 近世小田原城と城下町・宿場町】

- ・歴史を感じることができる施設の整備・活用の促進のために城址公園の管理運営、公園内の植栽管理事業が位置付けられている。(⑤-8 城址公園管理運営事業, ⑤-9 城址公園植栽管理整備事業)

### 文化財保存活用区域

#### 【小田原城周辺区域】

- ・史跡小田原城跡の樹木管理に対する課題、急傾斜地の崩壊を防ぐための適切な維持管理が位置付けられている。((1) -5 史跡等管理活用事業)

#### 【石垣山・江戸城石垣石丁場跡周辺区域】

- ・史跡石垣山内の樹木繁茂、急傾斜地の崩壊の危険性から、適切な維持管理が位置付けられている。((2)-3 史跡等管理活用事業)

## 緑の基本計画に反映すべき考え方

- ・豊かな自然環境が、本市の歴史や文化の形成、文化人の交流を生み出してきた背景として捉えられていることを踏まえ、歴史・文化と自然環境が相互に関係し合って形成されてきた特性について、緑の基本計画においても明確に位置付ける必要がある。
- ・小田原城址公園を中心として複数の施策が位置付けられているほか、「小田原城周辺」および「石垣山・江戸城石垣石丁場跡周辺区域」が文化財保存活用区域として指定され、面的かつ重点的な取組が進められていることから、これらの区域における緑の保全・活用の考え方について、緑の基本計画においても関連計画との整合を図りつつ位置付ける必要がある。

### (3)関連事業

#### ①流域治水プロジェクト

気候変動による降水量の増大や水害の激甚化・頻発化など、今後、懸念される水災害のリスクの増大に備えるために河川管理者・下水道管理者、県、市町村等、あらゆる関係者からなる流域治水協議会等を設置し、流域全体で取り組む流域治水プロジェクトを実施しています。小田原市内では4つの水系について流域治水プロジェクトを行っています。緑の基本計画にかかわる事業としては、河川上流域の森林、水田貯留機能の向上といった整備を位置付けています。

表「緑に基本計画と特にかかわる事業」

区分	実施内容	実施主体
森戸川水系		
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	ほ場整備による水田貯留機能の向上	神奈川県
	上流域における森林整備及び治山対策	神奈川県
酒匂川水系		
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	ほ場整備による水田貯留機能の向上	神奈川県
	上流域における森林整備及び治山対策	東京神奈川森林管理署 神奈川県、南足柄市、 松田町
山王川水系		
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	上流域における森林整備及び治山対策	神奈川県
早川水系		
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	上流域における森林整備及び治山対策	東京神奈川森林管理署 神奈川県

出典：神奈川県「流域治水について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f3747/ryuukichisui.html>

#### 緑の基本計画に反映すべき考え方

- ・4つの水系で氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、上流域における森林整備及び治山対策が共通して位置付けられている
- ・これら事業の実施主体は県であるため、県と連携した森林保全の取り組みを現行計画に引き続き位置付ける必要がある。
- ・みどりが資する可能性のあるそのほかの機能について、現行の流域治水プロジェクトでは記載がないものの、緑の基本計画においても流域治水そのもののコンセプトをふまえたグリーンインフラの視点の追加が求められる。

## 2 みどりの数値目標の達成状況

### (1)みどりの量(水みどり率)に関する数値目標

水みどり率は本市独自の指標であり、緑被率に裸地と水面を加え、農地を除いた指標です。令和7年時点で、52.1%となっており、目標指標である5割の現状を維持しています。

表「水みどり率に関する目標」

目標	現況 平成26(2014)年度	中間年次 令和7(2025)年度	目標年次 令和17(2035)年度
水みどり率	5割	52.1%	現状を維持

### (2)施設として整備するみどりとオープンスペースに関する数値目標

令和7年時点の市民一人当たりの都市公園面積は5.57㎡/人、都市公園等面積は10.51㎡/人と、平成26年度より、それぞれ+0.36㎡、0.59㎡増加しています。なお、平成26年度時点の都市公園等面積に含まれていた「塔ノ峰青少年の家」が平成27年3月31日に廃止されていたため、14.4ha分の都市公園等面積が減少していますが、全体としては微増となっています。この微増の要因としては、平成26年度以降に行われた8つの街区公園の整備と人口減少による影響などが考えられます。

しかし、令和17年度の目標である9.52㎡には依然として届いていません。

表「都市公園の整備に関する目標」

目標	現況 平成26(2014)年度	中間年次 令和7(2025)年度	目標年次 令和17(2035)年度
都市公園面積（市民一人当たり面積）	5.21㎡/人	5.57㎡/人 (目標：7.18㎡/人)	9.52㎡/人
都市公園等面積*1（市民一人当たり面積）	9.92㎡/人	10.51㎡/人 (目標：12.20㎡/人)	14.92㎡/人

\*1:都市公園等面積：都市公園面積に、公共的機能を持つ広場・緑地等(ポケットパーク、みどりの広場、市営住宅用地内公園(谷津住宅・東町住宅を除く)、小中学校校庭、下水処理場広場、石垣山一夜城 歴史公園、市民農園、農村公園、いこいの森、河川緑地、運動場、埋立処分場広場)の面積を含めたもの

\*2:人口は、「小田原市統計要覧令和6年度」を参照。(令和7年1月現在の総人口:185,750人)

### (3)みどりの重点施策に対する数値目標の達成状況

基本方針に基づく各種施策の内、重点的に取り組む施策の進行管理を実施するための 成果目標の達成状況は以下の通りです。

#### ①民有地の緑化によるみどりの創出に関する数値目標

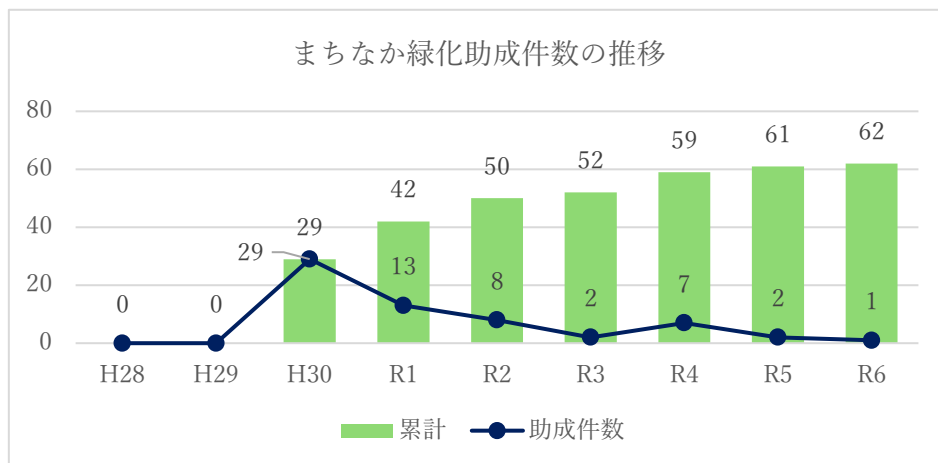
身近なみどりを量・質ともに向上させるため、支援策により住宅等の沿道部が緑化された件数や、都市廊政策における街なか緑化事業の成果を数値目標として設定しています。平成 29 年度、民有地の緑化の手引きとして「こゆるぎの小さな庭づくり」を策定しました。この手引きをもとに緑化推進をはかっています。現在、市 HP、市広報などで本事業の周知に努めているものの、小田原駅周辺には商業者が多く、対象地域内でも条件が当てはまらない物件も多いため、年度当初の目標には達していません。また、件数は減少傾向にあります。

表「民有地の緑化によるみどりの創出に関する数値目標の達成状況」

目標	実績 平成 26(2014) 年度	実績 令和 2 (2020) 年度	実績 令和 7 (2025) 年度 (目標：75 件)	目標年次 令和 17 (2035) 年度
支援策により住宅等の沿道部が緑化された件数	0 件	44 件	62 件 (目標：75 件)	150 件
都市廊政策における街なか緑化事業が実施された延長	0.2km	0.7km	0.9km (目標：1.8km)	3.0km

出典:小田原市 HP:<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/303844/1-20170329111051.pdf>

グラフ「民有地緑化の手引き」



## ②街路樹の再整備によるみどりの質の向上に関する数値目標

本市が管理する道路に沿った街路樹（延長約 15 km）は、落葉や鳥の集団ねぐら対策 のため、毎年剪定が必要な路線が約 4 km あります。路線毎に植え替え等の再整備計画案を策定し、その計画案を基に順次、地域住民等と意見交換を行っています。また、「(仮称) 街路樹の整備・維持管理ガイドライン」を令和 8 年度策定予定です。

表「街路樹の再整備によるみどりの質の向上に関する数値目標の達成状況」

目標	実績 平成 26(2014) 年度	実績 令和 2 (2020) 年度	実績 令和 7 (2025) 年度	目標年次 令和 17 (2035) 年度
街路樹を再整備した 延長	0.0km	0.0km	2.4km (目標：2.0km)	4.0km

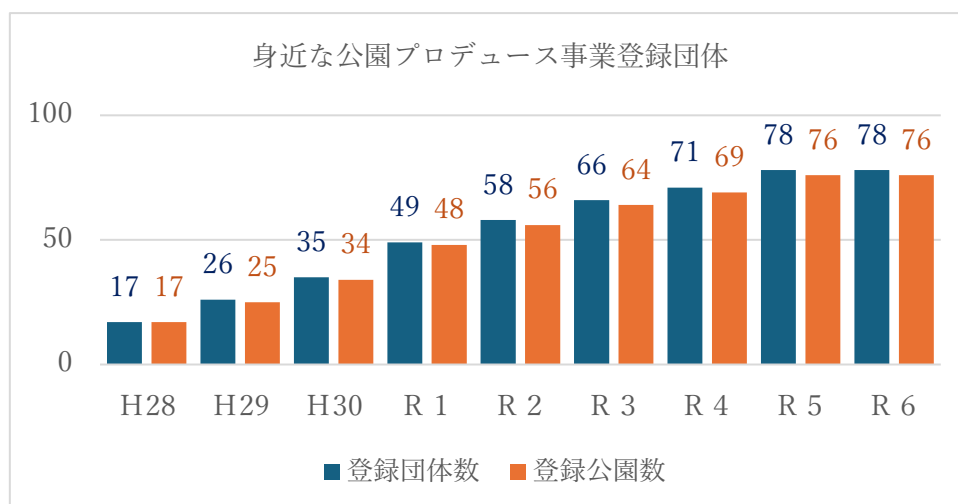
## ③身近な公園で活動する団体に関する数値目標

本市の街区公園など身近な公園を対象として、地域と市との協働でプロデュースし、自主的な管理も含めて公園を運営していただく制度で団体が活動している「身近な公園プロデュース団体の活動公園数」を数値目標として設定しています。令和 7 年度時点で目標値には達成していませんが、街区公園の半数以上でプロデュース団体が活動しています。また、登録団体数、登録公園数ともに増加傾向にあります。

表「身近な公園で活動する団体に関する数値目標の達成状況」

目標	実績 平成 26(2014) 年度	実績 令和 2 (2020) 年度	実績 令和 7 (2025) 年度	目標年次 令和 17 (2035) 年度
身近な公園プロデュース団体の活動公園数	13 公園	56 公園	76 公園 (目標：100 公園)	125 公園
身近な公園の数に対するプロデュース団体の活動公園数の割合 (街区公園は 142 公園)	1 割	約 4.0 割	約 5.4 割 (目標：7.2 割)	約 9.0 割

グラフ「身近な公園プロデュース事業登録団体と公園数の推移」



※1つの公園で2団体が活動しているため、団体数と公園数は一致しない。(重複公園:羽根尾史跡公園、酒匂浜公園)

#### ④ふるさとみどり基金に関する数値目標

人口減少や財政規模の縮小を見据え、みどりを持続可能なものにしていくために設立したこの基金は、市民や事業者の皆様から、広く募金（寄附金）を募り、小田原市の緑化にかかる様々な事業に活用される財源となるものです。令和6年3月末現在、積立金合計額は約9.8億円、その内、寄附金合計額は約1.7億円であり、目標の達成には至っていないものの、ゆるやかな増加傾向にあります。

表「ふるさとみどり基金に関する数値目標の達成状況」

目標	実績 平成 26(2014) 年度	実績 令和 2 (2020) 年度	実績 令和 7 (2025) 年度	目標年次 令和 17 (2035) 年度
ふるさとみどり基金 市民等からの寄附金総額	1.59 億円	1.68 億円	1.7 億円 (目標：1.81 億円)	2.12 億円

出典:市 HP「小田原市ふるさとみどり基金の状況」<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/c-planning/midorinomachidukuri/greenfund.html>

### 3 施策のふりかえり

#### (1)ふりかえりの視点

現行計画に基づき実施している 110 施策について、

(A) 国際的な課題認識や社会的ニーズの高まりを受けた国の動向、ならびに「都市緑地法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 40 号）を踏まえ、令和 6 年度に国土交通省が示した

(B) 「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」に適用しているかを確認しました。あわせて、緑を社会基盤の一つとして位置づけ、地域課題の解決に活用する「グリーンインフラ」の考え方を計画に取り入れるため、令和 6 年 6 月に国が示した

(C) 「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」において示されている、グリーンインフラによって解決が期待される具体的な地域課題を対象に、これらの課題解決を目的とする施策が現行計画にどの程度位置付けられているかを整理しました。これらの整理を通じて、現行計画における視点の不足や偏りを把握し、次期計画の検討に活かすための基礎資料とします。

表「施策の整理・振り返りの視点」

視点	① 社会的潮流	② 緑の基本方針	③ 緑の基本計画× GIガイドライン
	▶国際的・社会的なニーズに対応する施策となっているかどうか	▶国が重心を置く方針と合致しているかどうか	▶どんな地域課題を解決するための施策なのか
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度の整備と強化（都市緑地法改正、都市公園法改正、生産緑地法、都市計画法、都市農地貸借法、農業経営基盤強化促進法等）</li> <li>・ネイチャーポジティブ</li> <li>・脱炭素社会の実現</li> <li>・流域治水</li> <li>・立地適正化計画</li> <li>・ウォークアブル推進都市</li> <li>・地域総がかりでの文化財の保存と継承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市</li> <li>2 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市</li> <li>3 Well-being が実感できる水と緑豊かな都市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水流出抑制/浸水軽減</li> <li>・暑熱対策</li> <li>・生物多様性確保</li> <li>・ゼロカーボン</li> <li>・健康増進</li> <li>・賑わい創出</li> <li>・歴史・文化、アイデンティティの継承/景観形成</li> <li>・その他の防災/減災 (斜体は本市の特性をふまえて追加した項目)</li> </ul>
整理の考え	各方針や施策において、これらの社会課題を考慮したねらいが含まれているかどうかを整理。	各基本方針の内容との関連性の有無を整理。	本項目では○×評価は行わず、施策の狙いを明確化するために関連する地域課題を整理。

## (2) 施策評価の結果

### ① 社会的潮流との関連性

現行計画に位置付けられている施策の多くは、現在の国際的・社会的なニーズと概ね合致しています。一方、少子高齢化が進行する中で重要性が高まっている民間活力の導入による緑地の確保については、施策自体は存在するものの、国が整備している制度の活用には至っていません。また、特別緑地保全地区制度等を活用した戦略的な公的緑地の確保については、現行計画において明確な位置付けがなされていません。さらに、近年激甚化する自然災害への対応として重視されている「流域治水」の考え方との連携についても、現行計画では積極的に言及されていません。

表「現行の施策と社会潮流との関連性」

キーワード	関連性	主な関連施策 (下線は重点施策)
<b>■都市公園法改正（つくるから活かす）</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園等の活用を盛り込んだ施策（No. 17, No. 18 等）を実施している。</li> <li>指定管理者との連携による施策も実施してはいるものの、具体的な P-PFI 導入のための No. 102 「ウ）公園施設等の整備・管理等への民間活力の導入の検討」は検討段階である。</li> </ul>	○	No. 17~21, <u>78</u> , 89, 99~102, 109
<b>■都市緑地法改正（民間活力の導入による緑地の確保等）</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>No. 39~46 では民有地の緑化に関する施策を実施しているものの、TSUNAG（優良緑地確保計画認定制度）の活用促進には至っていない。</li> <li>No. 51 のコミュニティガーデンづくりなど、市民緑地認定制度の活用が想定される施策が存在するが、現時点では制度活用がなされていない。</li> </ul>	△	No. 39~41, 46, 51
<b>■都市緑地法改正（国主導の戦略的な緑地保全等）</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>直接対応する施策は、現行計画には位置付けられていない。</li> </ul>	×	なし
<b>■生産緑地法/都市計画法/都市農地貸借法/農業経営基盤強化促進法改正（あるべき農地へ）</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>農地保全のための地区指定（No. 10）、生産緑地地区の保全（No. 43）が位置付けられ積極的な保全を推進している。</li> <li>加えて、農業への理解促進（No. 12, 95, 96）のほか耕作放棄地の解消（No. 11）が位置付けられ補助制度の見直しをはか</li> </ul>	○	No. 10~12, 43, 95, 96

キーワード	関連性	主な関連施策 (下線は重点施策)
った。		
<b>■ネイチャーポジティブ</b>		
・法や条例に基づく地域指定やのほか、市民との協働による森林や野生生物の保全が位置付けられている。	○	No. 1~7, 23, 25, 29~35, 37, 38
<b>■脱炭素社会の実現</b>		
・市民や企業等の協働による森林の保全活用 (No. 8) やグリーンカーテンの導入 (No. 90) を推進し、脱炭素社会の貢献を視野に入れた施策を実施している。	○	No. 8, 90
<b>■流域治水</b>		
・「流域治水」という用語は明記されていないものの、水源涵養林としての森林の保全・活用が位置付けられている。	△	No. 1~8
<b>■コンパクトなまちづくり (立地適正化計画やウォークブル推進)</b>		
・歩行空間の緑化による歩きやすいまちなかの創出への緑の活用が位置付けられている (No. 62)。 ・主に都市公園について、公園配置 (No. 72, 73) や長期未整備公園の見直し (No. 72) といったコンパクトなまちづくりと連動する施策を位置付けている。	○	No. 61, 62, <u>72</u> , <u>73</u> , 104
<b>■文化財保護法改正 (地域総がかりでの文化財の保存・継承等)</b>		
・市の歴史や文化と関わる緑地の保存や継承が位置付けられている (No. 5, 13, 17, 38 など)。 ・あわせて、それらの活用に関する取組も位置付けられている (no. 17, 38)。	○	No. 5, 13, 17, 38, 42, 44, 63~71

## ②「緑の基本方針」との関連性

現行計画に位置付けられる施策は、緑の基本方針の3つを概ねカバーしています。特に「3 Well-Being が実感できる水と緑豊かな都市」に関しては方針に紐づく様々な施策が位置付けられています。一方で、「1 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」および「2 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」については、方針との整合性は見られるものの、国の示す具体的な取組や制度と直接結びついた記述が少なく、方針レベルでの対応にとどまっています。

表「現行の施策と「緑の基本方針」との関連性」

キーワード	関連性	主な関連施策 (下線は重点施策)
1 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や企業等の協働による森林の保全活用 (No. 8) やグリーンカーテンの導入 (No. 90) を推進し、脱炭素社会の貢献を視野に入れた施策を実施している。(再掲)</li> <li>・しかし、国の方針で位置付けられる具体的な取組(都市公園の整備の推進、特別緑地保全地区等の指定面積の増加の推進、民間事業者等による優良な緑地確保の取組の促進)については言及がない。</li> </ul>	△	No. 24, 90
2 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法や条例に基づく地域指定のほか、市民との協働による森林や野生生物の保全が位置付けられており(再掲)、国の示す民間事業者、住民、NPO 法人等の多様な主体の連携による緑地の確保と関連している。</li> <li>・また、森林等の適切な利用など (No. 1~4)、適切な樹林更新等による質の向上に努めている。</li> <li>・しかし、特別緑地保全地区等の指定面積の増加や緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつける取組などは積極的な位置づけが行われていない。</li> </ul>	△	No. 1~8, 18, 29~35, 37, 38
3 Well-being が実感できる水と緑豊かな都市		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度等により持続性が担保された自然的環境としての公的空間の確保のために、森林の保全や街路空間、港湾空間の保全、環境向上といった施策が位置付けられている。</li> <li>・また、それら緑地の管理の担い手育成のための様々な取り組みが位置付けられている(基本方針5関連の施策等)。</li> </ul>	○	No. 12, 16~19, 21~26, 36, 38, 49, <u>50</u> , <u>51</u> ~53, <u>55</u> , <u>56</u> , 57~64, <u>72</u> , <u>73</u> , 74, <u>75</u> ~78, 79~84, 90~98, 101, 102, 108~110

### ③「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案)」との関連性

現行計画の施策本文には「グリーンインフラ」として明示されていないものの、特定の地域課題の解決を意図して位置付けられている取組が含まれています。そこで、本項目では、現行計画において主にどのような具体的地域課題を対象として施策が位置付けられているかを把握するとともに、国のガイドラインで示される主要な課題との対応関係を整理しました

現行計画では、特に「賑わい創出」や「歴史・文化、アイデンティティの継承と形成」、「生物多様性の確保」に資するために、みどりをインフラとして活用する施策が多く位置付けられています。一方で「雨水流出抑制・浸水軽減」や「暑熱対策」、「ゼロカーボン」といった環境面でのみどりの活用、「健康増進」にみどりを積極的に活かす施策は多くありません。

表「現行の施策とグリーンインフラが解決しうる地域課題との関連性」

具体的な地域課題と対応する施策	ガイドラインをふまえた 施策の発展の方向性	主な関連施策 (下線は重点施策)
<b>■雨水流出抑制・浸水軽減</b>		
・水源涵養林としての森林の保全・管理、活用に関する施策が位置付けられている。	・市街地における雨庭や透水性舗装の導入、農地・田畑を活用した雨水貯留・浸透機能の発揮など、都市部と郊外部を横断した取組への発展を示す。	No. 1~8, 25
<b>■暑熱対策</b>		
・暑熱環境緩和解決をねらいとした施策は位置付けられていない。	・都市緑化や街路樹によるヒートアイランド現象の緩和、風の道による空間形成等に言及する。	なし
<b>■生物多様性の確保</b>		
・法や条例に基づく地域指定やのほか、市民との協働による森林や野生生物の保全が位置付けられている。 ・市民が環境教育や自然と触れ合うことができる機会の提供に関する施策が位置付けられている。	・現行計画で位置付けられる保全や活用、質の向上のほか、自然環境の再生やエリア全体に分布する小さな緑の質の向上等に言及する。	No. 1~8, 23, 29~35, 37, 38

具体的な地域課題と対応する施策	ガイドラインをふまえた 施策の発展の方向性	主な関連施策 (下線は重点施策)
<b>■ゼロカーボン</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や企業等の協働による森林の保全活用 (No. 8) やグリーンカーテンの導入 (No. 90) を推進し、脱炭素社会の貢献を視野に入れた施策を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画で位置付けられるCO<sub>2</sub> 吸収量の増加(直接固定)に加え、間接的なCO<sub>2</sub> 排出量の削減(剪定枝などバイオマスの活用、ウォークアブルな環境の推進によるエネルギー利用量削減)が紹介されており、バイオマス循環の枠組みを示す。</li> </ul>	No. 8, 90
<b>■健康増進</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニア層の健康増進を狙いとした都市公園の利活用推進の施策 (No. 81, 84) が位置付けられているものの、全世代をターゲットにはしていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な歩行からスポーツ利用までを想定した空間整備、他者との交流や植物との触れ合いを通じた心の健康の増進など、全世代を対象とした健康づくりへの寄与が示す。</li> </ul>	No. 81, 84
<b>■賑わい創出</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・賑わいづくりのためのウォークアブルな環境づくりの推進 (No. 62) や花や緑による美しい景観形成の促進 (No. 60, 61)、空き地の活用 (No. 51) の施策が位置付けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発との連携による緑地創出、グリーンツーリズムとの連携、市民農園の開設など、ハード・ソフト両面からの多様な展開が示す。</li> </ul>	No. 15, 17~19, 22 <u>48</u> , 49, <u>50</u> , 51, (38), 60~65, 81, 82, 84, 89, 97, 98, 101, 102
<b>■歴史・文化、アイデンティティの継承と形成</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のアイデンティティやシンボルとなる景観を維持するための、文化財等と一体となった緑の保全が位置付けられている。</li> </ul>	—	No. 5, 13, 17, 38 42, 44, 49, <u>55</u> , 60, 63~71
<b>■豪雨以外の防災・減災に関する課題</b>		

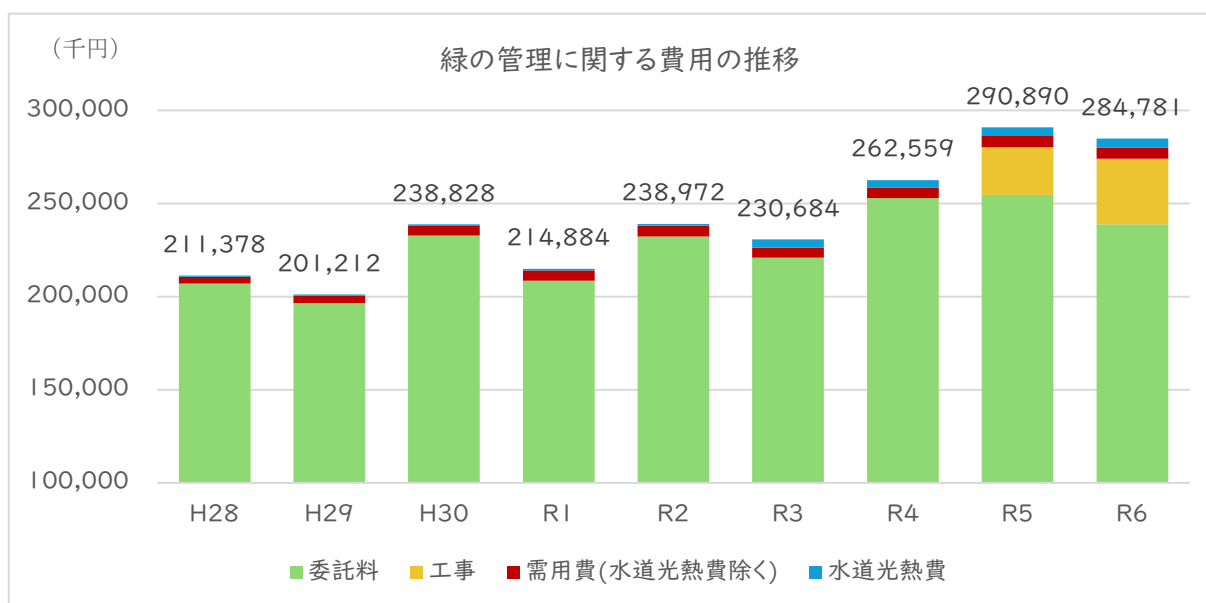
具体的な地域課題と対応する施策	ガイドラインをふまえた 施策の発展の方向性	主な関連施策 (下線は重点施策)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸の整備・強化(No.14)、街区公園の避難所としての利用のための対策(No.85,86)など、防災・減災に資する公園緑地の役割が明確に位置付けられている。</li> </ul>	—	No.14, 85, 86

## 4 みどりに関わる財政状況

### (1) 緑の管理に関する費用推移

本市の緑の管理に関する費用は増加傾向にあります。前回計画策定時の平成28年度から令和6年度にかけて、約1.3倍に増加しており、令和6年度の管理費用は総額284,781千円となっています。

図「緑の管理に関する費用の推移」



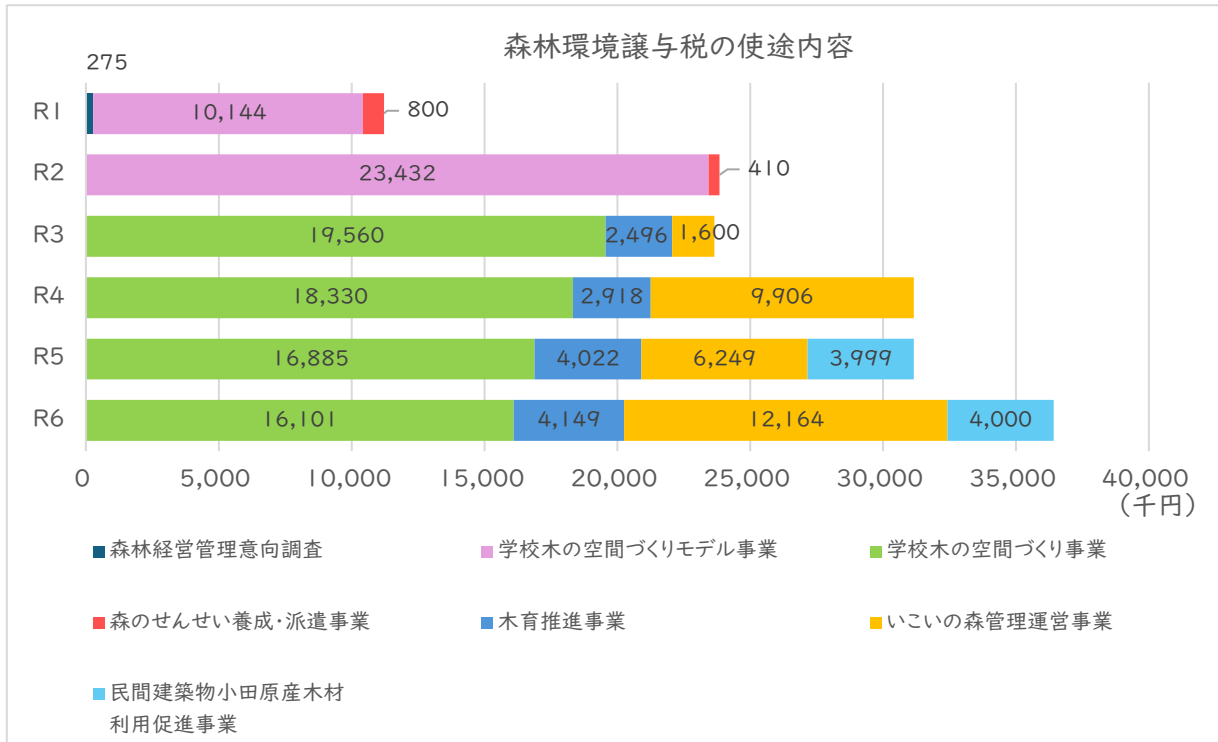
参考:みどり公園課資料

### (2) 森林環境譲与税の活用状況

平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」（令和6年度から課税）及び「森林環境譲与税」が創設されました。これにより、本市では令和元年度より国から森林環境譲与税が譲与され、「森林整備及びその促進に関する費用」に活用しています。

森林環境譲与税の譲与額は、令和元年度から令和6年度にかけて約3.24倍に増加し、令和6年度には総額36,414千円となりました。同年度は、小田原産材の活用を促進する「学校木の空間づくり事業」や「木育推進事業」、「民間建築物小田原産木材利用促進事業」に活用しました。さらに、久野にある約20ヘクタールの緑豊かな森林である「いこいの森管理運営事業」の費用に充てました。

図「森林環境譲与税の使途内容」



参考:小田原市ホームページ「森林環境譲与税の使途内容」(平成28年度～令和6年度)

### (3)公園使用料等による歳入

1 (3)④で示したふるさとみどり基金のほか、都市公園や駐車場等の使用料による歳入があります。例えば令和8年1月現在、小田原子どもの森公園のわんぱくランド内のこども列車やレンタサイクル、上府中公園内の球場やスポーツ広場等の利用に際し、使用料を徴収しています。